

甲賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

甲賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員(以下「委員等」という。)への活動実績に応じた報酬の支給について、農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正(令和4年7月1日付け4経営第916号農林水産事務次官依命通知)の規定に基づき、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 活動実績に応じて支給する報酬の額を定めます。

【第2条関係】

(2) 活動実績に応じて支給する報酬の支給日を定めます。

【第4条関係】

(3) この条例は、令和5年7月20日から施行します。

【付則関係】

条例改正について「規則で定める」部分については、下記のとおり定めます。

規則（案）の概要

（１）支給の対象となる活動

交付金事業実施要綱に規定する農地利用の最適化に係る活動

（２）実績報酬の財源

農地利用最適化交付金

（３）実績報酬の額

１人当たりの実績報酬の算式

$(\text{委員等の評価点} / \text{全委員等の評価点の合計}) \times \text{財源とする交付金の額}$

【表】農地利用最適化交付金事業実施要綱第３の２の（１）のイの別添第２の（２）

達成状況	評価点
月当たり１０日の最適化活動	
１０日を超えて活動を行った	３
１０日活動を行った	２
１日以上１０日未満活動を行った	１
１日未満の活動	０

※月当たりの平均活動日数を上表に当てはめて評価点を算出する。

（４）支払い

交付金の交付決定を受けた後に支給